



平成 28 年 度
郡山市ひとまちづくり人材育成事業
募 集 要 項



市民活動のステップアップを応援します！



東北のウィーン

楽都郡山



— 目次 —

1	事業の概要・目的	1
2	対象となる講座.....	1
3	応募資格	1
4	支援内容	2
5	募集期間及び募集件数	2
6	申請受付及び提出書類	2
7	補助交付決定までの流れ	3
8	実績報告	3
9	ひとまちづくり人材育成事業Q & A	4

1 事業の概要・目的

本事業は、まちづくりを支える市民活動団体を人材育成の視点から支援するため、地域づくり等の活動を実践している市民活動団体が、新たな活動展開等を図ろうとする場合に、専門的な知識や手法等を習得するための人材育成講座や研修等の受講に要する経費の一部を補助するものです。

2 対象となる講座

本事業の補助対象となる講座は、市民活動団体が計画する新たな事業展開の推進に寄与すると市が認める講座とします。

※ 「講座」には、地域づくり等市民活動に関する事例発表や講演会等も含まれます。

(講座例)

- ・地域再生実践塾、全国地域リーダー養成塾（一般財団法人地域活性化センター主催）
- ・地域づくり全国交流会議（国土交通省主催） 等

※ 次に掲げる講座等に該当するものは除きます。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動に関する講座等。
- (2) 当該年度に受講を完了し、年度内に事業を完了することが出来ないもの。
- (3) 事業に係る予算の見積もり等が適正ではないもの。

3 応募資格

本事業に申請できる団体は、自主的・主体的に活動を行う市民活動団体で、次の要件を満たすものとしします。

- (1) おおむね5人以上で組織する市民活動団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがあること。
- (3) 本事業に対して他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

4 支援内容

講座等の受講に要する経費（受講料、旅費等）の2分の1以内の額を補助します。
ただし、1団体につき5万円を限度とします。

5 募集期間及び募集件数

(1)募集期間：平成28年4月22日(金)から平成29年1月31日(火)まで
(ただし、年内に受講が完了する見込みのものに限ります。)

※ 講座等開催の1か月前までにお申し込みください。

また、講座等の参加申込みをする前に、本事業にお申し込みくださいますようお願い
します。

(2)募集件数：合計3団体程度

6 申請受付及び提出書類

以下の書類を市民・NPO活動推進課（郡山市役所西庁舎3階）まで提出してください。
所定の様式は、市民・NPO活動推進課、市民活動サポートセンター、各行政センター及
び各公民館に備えてあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

市ウェブサイト上 ♪キーワード検索

〔提出書類〕

No.	提出書類	様式
1	補助金等交付申請書（第1号様式 規則第4条関係）	所定の 様式
2	ひとまちづくり人材育成事業収支予算書（様式2）	
3	事業計画書	自 由
4	会員名簿又は役員名簿	
5	規約、会則、定款等の写し	
6	受講を希望する講座等の資料	
7	団体の事務担当者の住所、職、氏名、連絡先が分かるもの （名刺のコピー可）	
8	その他参考資料（新聞記事、写真、位置図等）	

7

補助交付決定までの流れ

(1) 関係書類を提出後、市民・NPO活動推進課で内容の確認及び申請者とヒアリングを実施し、おおむね次のような審査基準に基づく審査を行います。

【審査基準】

- ・今後の新たな事業展開について計画性を持っているか。
- ・団体が計画している新たな事業展開の推進に寄与する講座であるか。

(2) 審査結果（採択又は不採択）については、後日通知します。採択となった団体は、この決定通知日以降、事業に着手することができます。

8

実績報告

事業が完了した時は、規則及び要綱に基づき事業の実績報告をしてください。

〔提出書類〕

No.	提出書類	様式
1	補助事業等実績報告書（第7号様式 規則第14条関係）	所定の様式
2	受講報告書	
3	収支決算書	自由
4	支出内訳書	
5	領収書又はその写し	
6	その他活動に関する資料（活動時の写真、新聞記事等）	

※ 「活動報告書」には、月日、内容、場所、参加人数などを記録してください。

※ 発行物、チラシ等の成果品がある場合は添付してください。

※ 今後の計画書等を添付してください。

※ 活動内容は、市ウェブサイト等で公開します。

9 ひとまちづくり人材育成事業Q&A

Q：何人まで受講可能なのでしょうか。

A：原則として1団体1人までです。ただし、1団体あたりの限度額5万円以内であれば2人以上でも受講することが可能です。

Q：団体に講師を招いて研修会を開催する場合は、補助の対象となるのでしょうか。

A：新たな事業展開に必要な技術の習得や情報収集のため、外部の講習会や研修会を受講するものに限られます。

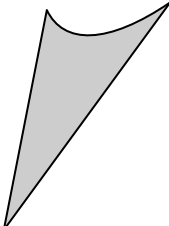
また、所属する団体内部の研修会への参加費用についても対象外となります。

Q：P1の「講座等を受講することで、本事業以外の補助金等の交付を受けている又は受ける予定があるもの」とは、どのような場合ですか。

A：申請しようとする講座の受講費用について、他の助成金や補助金を受ける場合は補助の対象とはなりません。



MEMO





郡山市市民部市民・NPO活動推進課（市役所西庁舎3階）

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

TEL. (024) 924-3471

FAX. (024) 931-5186

E-mail: shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp



みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。

みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。